

第 12 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 6 月 20 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

[審議事項]

1 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免について（生活環境部税務課）

(1) 主な内容

東日本大震災の災害被害者の経済的負担を軽減するため、市税を減免する。

ア 個人市民税

減免対象は、平成 23 年 3 月から 5 月分までの特別徴収分と 23 年度分とする。

減免の割合は、課税対象者の死亡等並びに損害の程度及び所得金額等による。

イ 法人市民税

浸水区域内にのみ事務所又は事業所を有する法人は均等割を免除するとともに、法人税割の税率を軽減する。

また、震災により受けた損失が、資本金の額又は出資金の額の 2 分の 1 以上の場合には、各事業年度分の法人割額を減免する。

ウ 固定資産税

農地又は宅地、家屋、償却資産に分類し、損害の程度により減免する。

都市計画税を 23 年度は課税しない。

(2) 今後の予定

ア 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の制定

：公布の日から施行

イ 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する規則の制定

：条例に合わせ制定予定

ウ 「市報 8 月号に掲載予定」、「HP に掲載」、「各納税組合、法人会、商工会議所へ通知」

2 東日本大震災に係る市税の特例措置の創設について（生活環境部税務課）

(1) 主な内容

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、個人住民税に係る特例措置並びに固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を講ずる。

ア 市民税関係

(ア) 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例

住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成 23 年度住民税での適用を可能とした。また、繰越し可能期間を現行の 3 年から 5 年にした。

(イ) 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成 25 年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

イ 固定資産税・都市計画税関係

次に定める事項の申告等について規定する。

(ア) 被災住宅用地の特例

(イ) 被災代替住宅用地の特例

(ウ) 被災代替家屋に対する特例

(エ) 被災償却資産に対する特例

- (2) 今後の予定
 - ア 石巻市市税条例の一部改正：公布の日から施行
 - イ 「市報 8月号に掲載予」、「HPに掲載」、「各納税組合、法人会、商工会議所へ通知」

3 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免について（健康部保険年金課）

- (1) 主な内容
 - 東日本大震災に伴い国民健康保険税を減免することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。
 - ア 保険税の減免の範囲及び減免割合
 - 東日本大震災による生計維持者の死亡等並びに被害を受けた損害の程度及び所得金額等により減免する。
 - イ 減免の適用期間
 - 平成 22 年度（平成 23 年 3 月分に限る。）及び平成 23 年度の保険税について適用する。
- (2) 今後の予定
 - 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の制定（施行予定年月日：公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。）

4 東日本大震災に伴う介護保険料の減免について（健康部介護保険課）

- (1) 主な内容
 - 東日本大震災に伴い第一号被保険者（65 歳以上の方）である被災者の介護保険料を減免することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。
 - ア 減免の範囲及び減免割合
 - 東日本大震災による生計維持者の死亡等並びに被害を受けた損害の程度及び所得金額等により減免する。
 - イ 減免の適用期間
 - 平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されている保険料について適用する。
- (2) 今後の予定
 - 東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の制定（施行予定年月日：公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。）

5 在宅障害者社会参加促進助成券（タクシー券・燃料券）の交付申請手続き及び交付要件の緩和について（福祉部障害福祉課）

- (1) 主な内容
 - 身体障害者手帳 1 級から 3 級、療育手帳 A、精神障害福祉手帳 1 級を所持する方について、「タクシー券・燃料券」の交付申請事務を行ってきたが、平成 23 年度については震災により申請受付事務を見合わせていた。
 - これに伴い、平成 23 年度に限り「タクシー券・燃料券」の申請手続き及び交付要件を緩和し、被災障害者への支援強化を図る。
 - ア 平成 22 年度に助成券の発行を受けた者【平成 22 年度市民税非課税者に限る。】
交付申請書の提出を不要とし、対象者あて郵送（配達証明付き）にて現物を発行する。
 - イ 平成 22 年度に助成券の発行を受けていない者【平成 22 年度市民税非課税者に限る。】
交付申請書を郵送し、窓口での申請受付又は、郵送による申請を受け付ける。
 - ウ 平成 22 年度市民税課税者で、平成 23 年度市民税非課税者（※災害減免者含む）
平成 23 年度の市民税納付書発行に合わせ、交付申請の受付について市報等で周知。

- エ 発行枚数
「ア」「イ」は4月まで遡り年間分（12月：500円券36枚）を発行する。
「ウ」は、申請月から翌年3月分まで発行（1月：500円券3枚）

- (2) 今後の予定
 - ア 在宅障害者社会参加促進助成券交付要綱の一部改正：平成23年7月1日施行予定
 - イ 平成22年度市民税非課税者に「現物」又は「交付申請書」を送付（7月初旬）
 - ウ 平成23年7月15日の臨時市報により制度等について周知
 - エ 平成23年度市民税非課税者及び災害減免者の交付申請受付

6 中心市街地災害復興事業助成金交付制度の創設について（産業部商工観光課）

- (1) 主な内容

東日本大震災の影響により、被害を受けた中心市街地の商業の活性化を図るため、中心商店街や商工会議所等で組織する（仮称）仮設店舗運営協議会が実施する中心市街地災害復興事業に対し助成金を交付し、中心市街地の災害復興を支援するもの。

 - ア 助成対象者
（仮称）仮設店舗運営協議会（中心商店街や商工会議所等で組織）
 - イ 事業内容
（独）中小企業基盤整備機構が建設する仮設施設（仮設店舗）の整備促進及び管理等費用について助成する。
 - ウ 助成期間：概ね3カ年
- (2) 今後の予定
石巻市中心市街地災害復興事業助成金交付要綱の制定：決裁の日から施行

7 石巻市中小企業融資あっせん制度の拡充（災害関連枠の創設）について（産業部商工観光課）

- (1) 主な内容

市融資あっせん制度に災害関連枠を創設し、保証料補給及び利子を補給することにより、東日本大震災の影響により、直接及び間接的に被害を受けた中小企業者を支援する。

 - ア 融資対象者
 - (ア) 市内に居住し、かつ、市内で事業を営んでいる者
 - (イ) 市税及び国民健康保険税を完納し、事業内容が堅実な者
 - (ウ) 石巻市小企業小口融資あっせん制度による融資を受けていない者（完納後は可能）
 - (エ) 宮城県信用保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない者
 - (カ) 東日本大震災の影響により、市長から経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けている中小企業者（間接被害）。又は、直接被害を受けた中小企業者にあつては、被災証明書の交付を受けているもの（直接被害）

イ 融資あっせんの基準

資金の用途	運転資金及び設備資金	
貸付限度額	1企業につき5,000,000円	
償還期間	10年以内（据置2年以内）	
貸付利率	1.5%	
償還方法	月賦又は一括返済	
保証料補給	50%補給	
利子補給	直接被害の場合 1.5%分を補給	3年に限る。
その他	保証協会が定める保証制度要領に基づき運用	

- ウ 取扱期間 改正融資あっせん要綱の公布の日～平成24年3月31日融資実行分まで

(2) 今後の予定

石巻市中小企業融資あっせん要綱の一部改正：公布の日から施行

8 東日本大震災農林水産業災害対策資金利子補給金交付制度の創設について

(産業部水産課・農林課)

(1) 主な内容

東日本大震災により被害を受けた農林漁業者等に対して、災害対策資金の円滑な融通を行い、農林漁業経営の維持及び生活の安定を図る。

ア 天災資金（水産業、農林業）

要件に合致する方について、金融機関に対して約定償還期ごとに 2.85%（うち 2.1375～2.35125%は国県の負担）の利子補給金を交付する。

イ 東日本大震災水産業災害対策資金

要件に合致する方について、東日本大震災水産業災害対策資金について、金融機関に対して約定償還期ごとに2%（うち1%は県の負担）の利子補給金を交付する。

ウ 東日本大震災農林業災害対策資金

要件に合致する方について、東日本大震災農林業災害対策資金について、金融機関に対して約定償還期ごとに1.50%（うち1%は県の負担）の利子補給金を交付する。

(2) 今後の予定

ア 石巻市天災資金利子補給金等交付要綱の制定：決裁の日から施行

イ 石巻市東日本大震災水産業災害対策資金利子補給金交付要綱の制定：決裁の日から施行

ウ 石巻市東日本大震災農林業災害対策資金利子補給金交付要綱の制定：決裁の日から施行

[報告事項]

1 東日本大震災に伴う市発注工事等の前金払の特例措置について（総務部管財課）

(1) 主な内容

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、本市発注工事等の前金払の割合の引き上げなどの特例措置を設ける。

ア 特例の内容

(ア) 前金払の割合の引き上げ

区 分	現 行	特 例
建設工事 (請負代金額が100万円以上)	請負代金額の10分の4以内	請負代金額の10分の5以内
測量・建設コンサルタント等業務 (請負代金額が100万円以上)	請負代金額の10分の3以内	請負代金額の10分の4以内

(イ) 中間前金払の対象範囲の拡大

区 分	現 行	特 例
建設工事	請負代金額が500万円以上で、かつ、工期が100日以上	請負代金額が300万円以上

(ウ) 特例の適用期間等

本件に係る石巻市建設工事等執行規則の一部を改正する規則の施行日（平成23年6月7日）以降に契約を締結する次の案件について、当分の間とする。

ア 平成23年6月7日以降に新たに請負契約を締結するもの

イ 平成23年3月11日（東日本大震災発生日）以降に新たに請負契約を締結した案件であって、同年6月7日以降に変更請負契約を締結するもの

- (2) 今後の予定
 - ア 市ホームページに掲載し周知する。
 - イ 指名通知等に併せて周知する。

2 東日本大震災に係る非常勤消防団員の死亡の推定の特例について（総務部防災対策課）

- (1) 主な内容

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった非常勤消防団員の生死が3か月間分からない場合又は死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、死亡時期が分からない場合には、退職報償金の支給規定及び公務災害補償の支給規定において死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に死亡したものと推定するため関係条例を改正する。
- (2) 今後の予定
 - ア 石巻市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正：公布の日から施行
 - イ 石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正：公布の日から施行

3 住民バス運行に係る運行協力金及び運賃の取扱いについて（企画部総合政策課）

- (1) 主な内容

各地区で運行している住民バス（乗合タクシーを含む。）について、震災に伴う被災者の生活支援を主たる目的とした運行については、当分の間、運行協力金の運行費への充当を行わないとともに、運賃も無料とする。

4 東北大学大学院工学研究科と石巻市との包括連携に関する協定の締結について（企画部総合政策課）

- (1) 主な内容

東北大学大学院工学研究科と石巻市とがそれぞれに有する人的資源、知的資源の交流と活用を図りながら、地域社会の復興と発展、社会ニーズに対応した研究の深化、未来を担う人材の育成を目的として、包括連携協定を締結する。

 - ア 連携事項
 - (ア) 東日本大震災からの復興に向けた施策推進や地域課題の解決に係る人的資源、知的資源の活用に関すること。
 - (イ) その他目的を達成するため、両者が協議して必要と認める事項
 - イ 協定期間：5年間（自動更新）
 - ウ 協定に基づく展開
 - (ア) 震災復興推進本部に対する各分野の専門家の派遣
 - (イ) 震災復興ビジョン有識者懇談会への人的、知的資源の提供
 - (ウ) 震災復興基本計画市民検討委員会に対する人的、知的資源の提供
 - (エ) 震災復興基本計画の策定に対する人的、知的資源の提供
 - (オ) 震災復興基本計画策定後の復興事業等に対する支援
 - エ 締結式
 - (ア) 日 時 平成23年6月23日（木）10：00
 - (イ) 場 所 石巻市役所 4階 庁議室
- (2) 今後の予定

震災復興基本計画の策定のみならず、地域社会の復興と発展、社会ニーズに対応した地域課題の解決について、継続的かつ包括的に連携・協力をしていく。

5 東日本大震災で亡くなられた市民への埋火葬費の給付手続きについて（生活環境部環境課）

(1) 主な内容

今回の震災において、遺族が被災により死亡した者の遺体を引き取り行った埋火葬の費用の一部を給付することにより、遺族の埋火葬に係る経済的負担を軽減する。

ア 対象者

東日本大震災等により被災したため死亡した者の遺体を引き取り埋葬した市民約
6,000人（5月28日現在 死亡者3,039人、行方不明2,770人、計5,809人）

イ 給付される金額

区 分		大人（満12歳以上）	小人（満12歳未満）
埋葬	基準額	201,000円以内	160,800円以内
	（管外搬送） 特別基準	実費相当額	実費相当額
死体の処理	納棺費	実費相当額	実費相当額
	保管料	実費相当額	実費相当額
	ドライアイス	実費相当額	実費相当額

(2) 今後の予定

ア 死亡届等による火葬台帳・土葬台帳の作成：5月～6月

イ 遺族宛ての通知の発送及び広報：7月上旬

ウ 郵送及び窓口等での申請受け付け：7月中旬以降

エ 申請内容の審査、遺族口座への振り込み：7月下旬以降

[その他]

1 平成23年度市営海水浴場の閉鎖について（産業部商工観光課）

市営海水浴場（6箇所）は、多くの死者・行方不明者が出た東日本大震災から間もないことや、施設に甚大な被害が出ているため、今年度は全て閉鎖とする。

以上